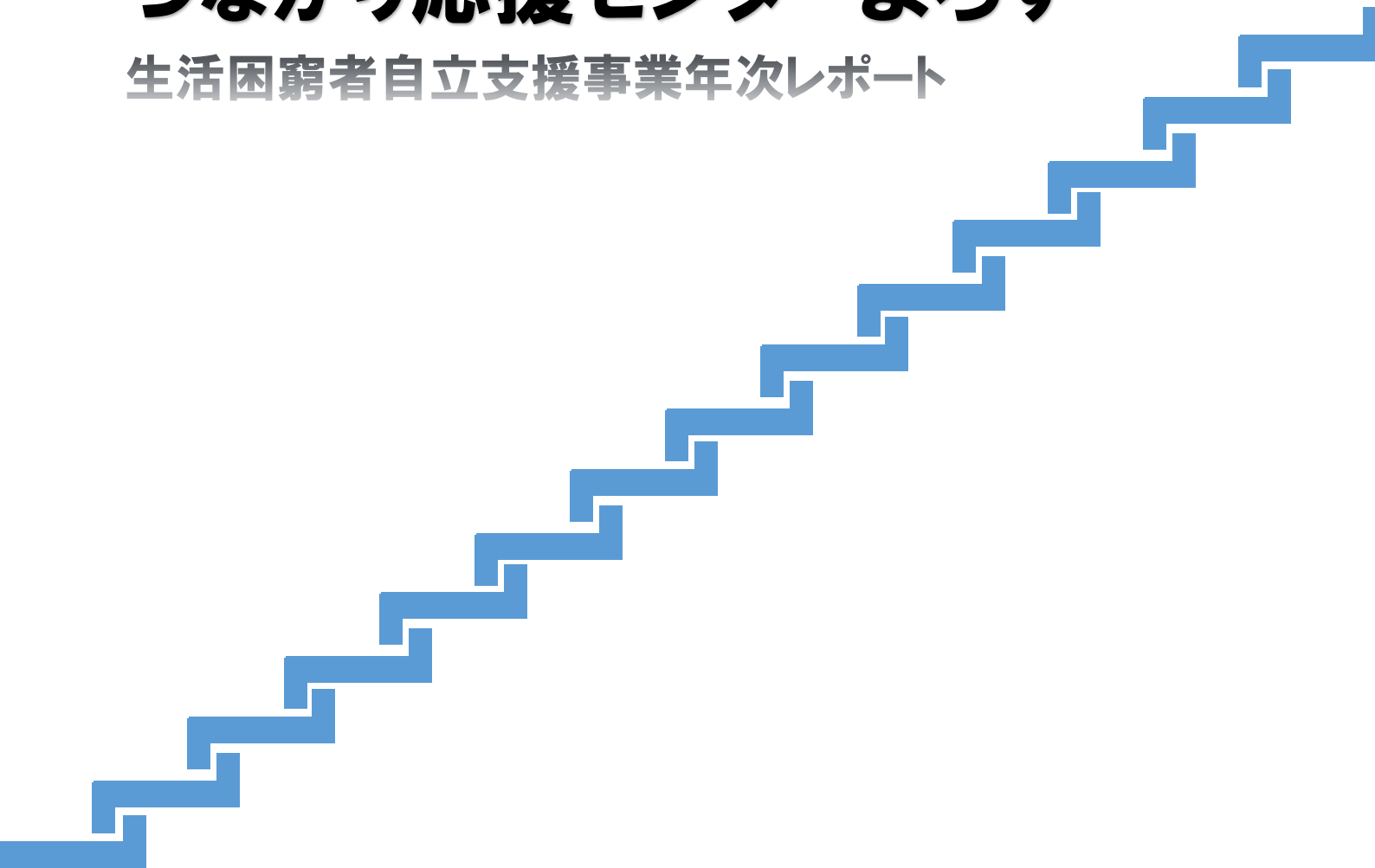




つながり応援センターよろず

生活困窮者自立支援事業年次レポート



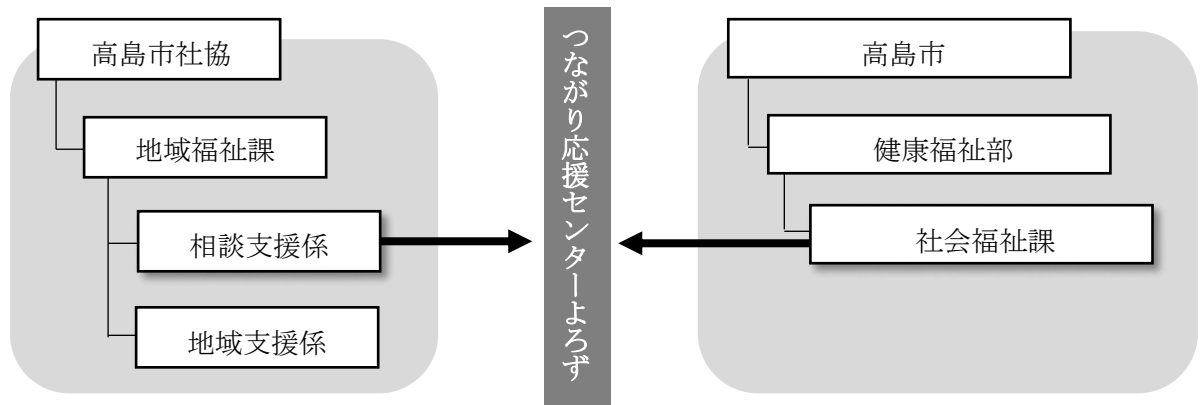
平成 30 年度 つながり応援センターよろず 年次レポート 【目次】

1. 相談支援のための体制	1
①自立相談支援機関の運営体制／②平成 30 年度の人員体制／③実施事業／④関連事業	
2. センター運営・事業の進行管理にかかる会議	2
①個別支援ミーティング／②個別アセスメント会議／③支援管理・運営管理ミーティング	
④支援調整会議／⑤事務局会議	
3. 相談と支援の実績	3
○相談ニーズの傾向	3
○支援の実績	6
①就労相談支援実績／②家計改善支援実績／③ひきこもり状態にある本人とその家族の支援	
④その他支援・事業実績	
4. 事業推進や開発的な取り組みの実績	9
(1) 問題共有と地域課題化のための会議の運営に関する実績	9
①事務局会議／②機関運営委員会／③庁内連携会議	
(2) 出口資源づくり・資源開発に関する実績	12
○子どもの支援に関する事業	12
①子どもの貧困対策情報交換会／②高島市困窮世帯の子どもに対する学習・生活等支援事業	
1) 子どもの居場所づくり（フリースペース設置の取り組み）	
2) 子どもの居場所に関する運営会議	
3) 子どもの居場所に関する利用支援調整会議	
4) 子どもの居場所に関するボランティア意見交換会	
5) 子どもの居場所づくり応援研修会	
○就労支援に関する事業	15
①就労準備支援事業／②認定就労訓練事業／③就労支援機関連絡会	
○ひきこもり状態にある本人とその家族に関する事業	16
①つながり応援支援者ネットワーク会議	
○相談を受け止めるネットワークづくりに関する事業	16
①相談窓口職員連絡会	
5. 関連事業の取り組みの実績	17
①なんでも相談会	
②高島市福祉施設協議会による地域貢献の取り組み	
1) 漏らさない総合相談体制づくり / 2) 助けあい支え合う仕組みづくり	
6. 広報・啓発等の取り組みの実績	19
①広報／②周知・啓発／③研究会・研修会等／④会議・研修等への参加／⑤視察・視察の受入	
7. これから取り組むべきこと	21
巻末資料	22

1. 相談支援のための体制

① 自立相談支援機関の運営体制

よろずは、高島市と高島市社会福協議会の協働で設置しており、共同事務局として機関運営全般を行っています。



② 平成 30 年度の人員体制

よろずの平成 30 年度人員体制は以下のとおりです。

- ・センター長 1 名
- ・主任相談支援員 1 名
- ・相談支援員 1 名
- ・就労支援員 1 名
- ・家計相談支援員 1 名
- ・子どものあしたコーディネーター 1 名

③ 実施事業

- 1) 自立相談支援事業（市社協受託）
- 2) 家計相談支援事業（市社協受託）
- 3) 被保護者就労支援事業（市社協一部受託）
- 4) 住宅確保給付金助成事業（市直営）
- 5) 高島市困窮世帯の子どもに対する学習・生活等支援事業（市社協受託）

④ 関連事業

- 1) 就労準備支援事業（社会福祉法人虹の会受託）
- 2) 認定就労訓練事業（社会福祉法人大阪自彊館実施）
- 3) フリースペースモデル事業（滋賀の縁創造実践センター事業）
- 4) ひきこもり者と家族に学ぶ公私協働によるまちづくり事業（滋賀県社協補助事業）
- 5) 高島市福祉施設協議会による地域貢献の取り組み

2. センター運営・事業の進行管理にかかる会議

よろずでは、日々支援にあたる相談員がケースを抱え込まず、センターとしてケース支援の進行管理が行えるよう定期的に「個別支援ミーティング」や「支援管理ミーティング」を実施しています。また、特に検討が必要な状況にある時には随時「個別アセスメント会議」を開催し、時機を逃さずチームによるケース検討を行っています。

また、会議体の運営や開発的取り組みの進行管理を行うために定期的に「運営管理ミーティング」や「事務局会議」を実施しています。

プラン作成に伴う支援調整会議は、「支援管理ミーティング」や「運営管理ミーティング」の機会に合わせて実施することで、それぞれの相談員が時期を意識しながら面談やプランニングができるよう設定しています。

①個別支援ミーティング（週1回）

新規相談ケースや日々の支援状況を、相談員間で確認・共有することを目的に開催しています。

②個別アセスメント会議（随時）

困難な状況にあるケースや課題整理が必要なケースについてアセスメントを行うために開催しています。インテークからアセスメントの過程において実施しています。

③支援管理・運営管理ミーティング（月2回）

相談受付状況や支援ケース全体の状況把握、また支援継続ケースの進行管理を行うために開催しています。（進行管理には、表 1-1 タスクシートを使用しています。）

④支援調整会議（月2回）

プラン作成や支援継続、終結のための評価を行う。支援管理・運営管理ミーティングに合わせて実施しています。

⑤事務局会議（年5回）

共同事務局である市と市社協の担当課により、事業運営についての協議と事業の進行管理を行うために実施しています。

【表 2-1】タスクシート

No	利用者名	担当者名	○月○日		○月○日		○月○日	
			支援の実施状況	次回までのタスク	支援の実施状況	次回までのタスク	支援の実施状況	次回までのタスク
1								
2								
3								

※担当者が短期的な働きかけを確認するために用いている本センター独自のシート。

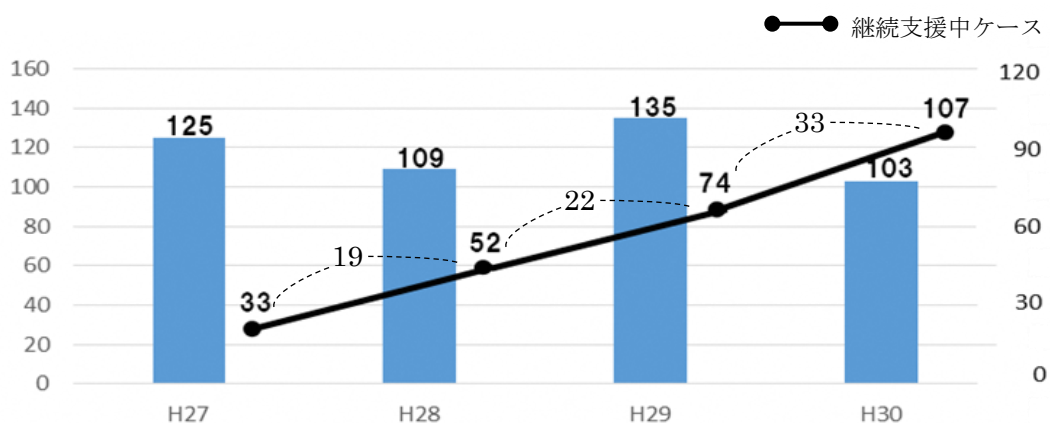
3. 相談と支援の実績

○ 相談ニーズの傾向

【新規相談件数の減少に対し、継続支援ケースが増加】

- ・新規の相談受付件数は、昨年度の 135 件に対し、今年度は 103 件と減少しました。
- ・月平均相談受付数は昨年度 11.3 件から、今年度 8.6 件と減少しました。
- ・一方で継続支援ケース数は、昨年度末 74 件から、今年度末には 107 件へと増加しています。
- ・継続支援ケースの単年度ごとの増加数も、昨年度 22 件から、今年度 33 件と増加しました。
- ・プラン作成件数は、昨年度 36 件から、今年度 41 件と増加しました。なお、プラン作成件数には新規プラン作成に加え、再プラン作成数も含まれており、継続支援ケースの増加の影響が見られました。

【表 3-1】平成 27 年度～30 年度に見る新規相談件数と継続支援中ケース数の推移



【相談者の傾向】

- ・相談者の性別は女性 56%、男性 44%昨年度と逆転し女性からの相談が増加しました。
- ・女性は 65 歳以上の相談が 26%、男性は 40 代の相談が 29%と最も多くなりました。
- ・65 歳以上の女性からの相談 15 件の内、70 代以降からが 14 件あり、精神疾患等でひきこもり状態にある子ども等の相談が 4 件、転居の必要から住居確保の相談が 3 件、医療費や家屋修繕や車検等による家計苦の相談が 3 件ありました。
- ・40 代の男性からの相談では、就労の相談が 10 件、家計の相談が 3 件ありました。主に、自身の適応障害や精神不安定による失業等を理由とした相談でした。

【表 3-2】新規相談者の性別と年代別内訳

	10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65歳～	不明	計
男性	1	2	7	13	3	3	6	10	45
女性	3	5	6	9	5	2	15	13	58
計	4	7	13	22	8	5	21	23	103

【相談経路の傾向】

- ・新規相談の経路として関係機関・関係者からが 47%と最も多く、次いで本人からが 41%でした。
- ・関係機関・関係者からは、生活保護を担当する市社会福祉課からが最も多く 16 件あり、次いでハローワークから 6 件、市役所支所から 4 件と続きました。

【表 3-3 ①】 相談経路の内訳（重複あり）

本人	52
家族・知人	6
関係機関・関係者	60
よろずが把握	2
その他	3
不明	5

【表 3-3 ②】 関係機関・関係者からの相談の内訳

市社会福祉課	ハローワーク	市支所	市保健センター	就労準備支援ホップ	子ども家庭相談課	市都市計画課	市地域包括支援課	市市民協働課	訪問看護事業所	高島市民病院	大津日赤病院	市納税課	市障がい福祉課	市生活相談課	市役所（課不明）	中学校	県社協	民生委員	計画相談事業所	コンパス	元気な仲間	働く女性の家	社協貸付	アウトリーチ
16	6	4	3	3	3	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

【必要な支援の傾向】

- ・精神的な不安定さから生活全般に生きづらさや不安を訴えるケースが若年層の女性のケースに多く、保健センター保健師に同行を求めたり、精神科への通院同行が必要な支援として見られた。
- ・男性の場合は 40 代が主に就労の相談としてつながってくるものの、精神の不安定さに原因が見られ、併せてメンタルケアの支援が求められるケースが多くあった。
- ・離婚に伴う転居や生活苦の相談が中年層の女性から。また住まいの取り壊し等に伴う住居確保の相談が高齢の女性から寄せられ、改めて住居確保の支援が必要なケースが増加した。
- ・20 代～30 代の母子家庭の相談については、家計・就労の相談からつながるケースが多いが、母から子への不適切な養育など、親の養育支援が必要と思われるケースが散見された。
- ・それぞれ別に暮らしていたが、環境の変化や失業等により困窮し、同居を進めようとするケースに対する支援が見られる。
- ・相談者だけではなく世帯構成員に総じて理解の弱さが見られ、世帯内にキーパーソンとなるような人物がおらず、別に暮らす子どもや親族等と一緒に働きかけることが必要なケースが散見された。

【表 3-4】平成 30 年度月別相談受付件数等一覧

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計	
①	新規相談受付件数(本人同意なしを含む)	11	12	7	10	5	10	8	9	8	6	8	9	103	
	新規相談申込件数(本人同意ありのみ)	7	8	6	3	2	6	5	5	6	3	5	7	63	
②	プラン策定前支援終了件数 (初回スクリーニング時)	5	8	4	2	3	4	7	2	3	2	6	4	50	
	うち 情報提供のみで終了	2	5	2	2	2	2	7	1	2	2	5	2	34	
	うち 他機関へのつなぎで終了	3	3	2	0	1	2	0	1	1	0	1	2	16	
	うち スクリーニング判断前に中断・終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③	支援決定・確認件数(再プランを含む)	4	5	2	3	7	2	3	3	5	2	0	5	41	
	うち 支援決定あり	3	2	2	1	3	1	1	3	3	2	0	2	23	
	プラン期間中の一般就労を目標にしている	1	1	0	1	3	2	1	0	2	0	0	2	13	
	事業に 等基 づく 用く	住居確保給付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一時生活支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家計相談支援事業	2	2	1	1	2	0	1	3	2	2	0	1	17
		就労準備支援事業	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	5
		認定就労訓練事業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		自立相談支援事業による就労支援	1	3	1	1	5	1	2	0	2	0	0	2	18
	その他	生活福祉資金による貸付	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
生活保護受給者等就労自立促進事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
④	評価実施件数(再プランを含む)	4	6	2	2	4	0	8	3	2	2	0	3	36	
	評価 結果	最終	2	4	0	1	0	0	4	1	1	0	0	0	13
		再プランして継続	2	2	2	1	4	0	4	2	1	2	0	3	23
		中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見 変ら れた	変化あり	3	6	2	2	4	0	8	3	2	2	0	3	35
		変化なし	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	評価実施件数中、一般就労を目標	2	1	0	2	1	0	2	0	0	0	0	2	10	
うち 一般就労開始を達成	0	0	0	2	1	0	2	0	0	0	0	1	6		
⑤	支援継続中ケース数	80	83	86	88	89	93	91	94	97	98	104	107	-	

<表の読み方> ※表の左端の番号から項目の意味を説明。

- ① 新規相談件数と利用申し込みされた件数。
- ② 相談件数の内、プラン作成に至らなかった件数とその内訳。
- ③ 支援調整会議が開催され、プラン内容の「決定」や「確認」がされた件数と決定の内訳。なお、「支援決定」とは法に基づく事業等の利用がされた場合に使用し、それらによらない支援の場合には「確認」を使用する。
- ④ 作成したプランの終了期間が迫り、プランの評価がされた件数と、その結果の内訳。
- ⑤ プラン作成の如何に関わらず、「同意を得るための支援」等も含めて支援が継続されているケース数。

○ 支援の実績

① 就労相談支援実績

【就労達成や増収の実績】

- ・今年度、自立相談支援事業による就労支援のプランニングを行ったのは18件あり、その内の9件に増収が見られました。
- ・9件の増収者の内、常勤雇用による就職が5名、非常勤雇用による就職が3名、現雇用先での給与増が1名ありました。
- ・常勤雇用では新規就労が4名と転職による就労が1名あり、月平均約15万円の増収となりました。
- ・非常勤雇用では3名の方が新たに就労され、月平均約8万円の増収となりました。
- ・一方で、就労できたものの定着せず1か月以内に退職となった方も3名見られました。

【早期就労が見られる一方、早期離職や職場定着の課題が見られる】

- ・景気の浮揚による雇用の増加傾向からか、相談から比較的早期に就労を達成される方の増加が見られました。
- ・特に、これまでは「派遣会社に登録しているが仕事がない」と相談に来られていたものが、今年度に関しては相談から比較的早い段階で、ご自身で登録されていた派遣会社からの仕事の紹介があり、就労に結びついた等の傾向が見られるようになりました。
- ・一方で、一旦就労できたものの早期に退職されるなど、職場定着のための支援が必要になるケースも増えました。
- ・派遣など雇用の流動性から、景気の浮揚により早期就職につながるメリットが見られる一方で、有期で派遣先が変わり職場環境や労働環境が変わってしまうことのデメリットが、精神的に不安定な方や職場適応に難しさを感じている方にとって、安定した就労の継続や定着の妨げになっています。

② 家計改善支援実績

【家計収支の改善や債務滞納の返済の実績】

- ・今年度中にプラン作成、または評価を実施した方の内、支援期間を通して月収支の改善が見られた方が 17 名あり、平均の月収支改善額は 92,265 円でした。
- ・内訳は改善額が月収支で 1 万円未満の方が 2 名、1 万円以上 3 万円未満が 3 名、3 万円以上 6 万円未満が 3 名、6 万円以上が 9 名ありました。特に改善額が大きい方は家計相談により債務が整理されたことや、並行して就労支援による増収があったことが複合的な要因としてありました。
- ・また、同じく支援期間中に市税等の滞納の納付が進んだ方が 6 名あり、6 名合計で 506,400 円の納付が見られました。
- ・一方、同じく支援期間中に民間の債務返済が進んだ方が 13 名あり一人あたりの平均返済額は 553,706 円でした。

【家計相談支援から見た傾向】

- ・継続相談につながるほど、金額に個人差はあるものの、月収支改善や税納付・債務返済などの効果が得られています。
- ・家計のやりくりについての相談がやや減少しています。これは景気の浮揚により雇用ニーズが高まり比較的就労しやすい環境があるなか、就労収入が以前より得やすくなったことで日常の遣り繰りに逼迫するケースが減少したことが予想されます。
- ・一方で、日常の遣り繰りの中で借入による対応が日常化しているなど、借入への依存傾向が強く、債務整理も進まないケースが多く見られます。中には、精神的な不安定さもあり現状認識が低さが原因となっているケースも散見されます。

③ ひきこもり状態にある本人とその家族の支援実績

昨年度に引き続き、滋賀の縁創造実践センターのモデル事業として実施。(株) 夢の木訪問看護に一部業務委託し訪問支援員を 1 名配置し、よろずの相談員、関係機関と協働してひきこもり状態にある本人とその家族の支援を実施しました。

【相談数とケースの傾向】

- ・年度末時点で 24 名の方の相談が当センターにつながっており、本人と面談ができるのは 7 名、本人と電話やメールのやり取りが 2 名、家族との面談が 10 名となっています。
- ・関係機関から情報提供等いただいたものの、たちまち本人や家族と接点を持つのが難しい状態にあるケースも 6 件にのぼります。
- ・相談につながっているケースの内、10 代～30 代は 16 名、40 代以上が 7 名、不明が 1 名となっています。
- ・比較的若い本人は接触しやすく少しずつ社会参加にもつながる等の歩みにつながるケースがありますが、40 代以降のケースになるほど、本人に全く会えないなど支援につながりにくい傾向が見られます。
- ・また、本人や家族に自殺念慮などのリスクがあるケースもあり、過去の生活歴や世帯状況が十分に把握できないことも多く、誘因となるリスクがどこにあるか分からないまま慎重なアプローチをとらざるを得ない状況があります。
- ・こういったケースについては、学齢期等の過去に関わりのあった機関があることも多く、自殺リスクの要因等について事前の情報共有を図ることが課題となっています。

④ その他支援・事業実績

【住宅確保給付金】

- ・今年度も利用実績はありませんでした。
- ・過去の相談状況も踏まえ、緊急性の高い相談に関しては生活保護申請に至るために本市においては利用実績が上がりにくいことが予測されます。

【被保護者就労支援】

- ・生活保護受給者 6 名の就労支援を実施し、内 3 名の面接の支援を行い 1 名が就労されました。その他 3 名の方については、生活リズムの問題等で就労に向かう状態になることの支援に留まっています。
- ・被保護者の就労先の開拓を行い、市内の 11 企業・事業所の訪問等を行いました。

4. 事業推進や開発的な取り組みの実績

相談支援で把握された問題を掘り下げ、必要な取り組みの方向性を整理する場として「事務局会議」、そのことについて関係機関と共有し協働して取り組んでいくためのネットワークとして「運営委員会」を設置しています。

また、問題共有を庁内に広げ体制の強化や連携の促進を図るため「庁内連携会議」を設置しており、これらを3つのエンジンと位置付け【図4-3】のとおり事業推進を図っています。

(1) 問題共有と地域課題化のための会議の運営に関する実績

① 事務局会議

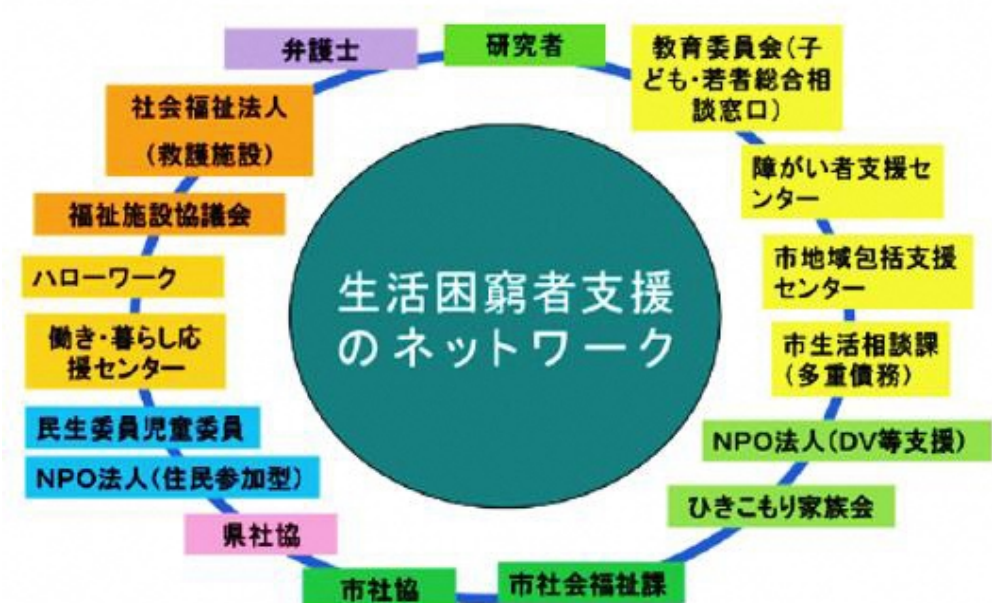
よろずの共同事務局である市と市社会福祉協議会で、月1回程度開催し、事業運営のための協議を行っています。主に、個別課題の地域課題化と、運営委員会や庁内連携会議、さらにはプロジェクト等の持ち方について協議を行っており、高島市における事業展開の核となっています。

② 機関運営委員会

掘り起こされる生活困窮者の問題に対して、多機関協働のネットワークで課題解決に向けた連携促進や開発的取組を図ることを目的に運営委員会を設置しています。

事務局会議で整理された課題等に対して、各種会議を設定するとともに資源の生み出しを図っています。

【図4-1】 機関連絡会（=よろず運営委員会）の構成機関

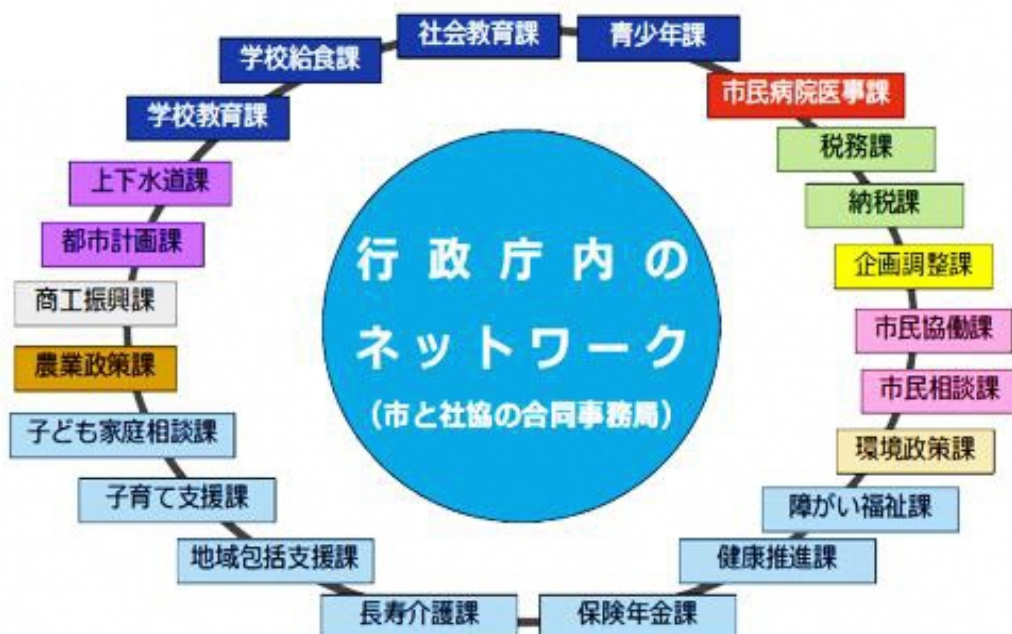


③ 庁内連携会議

生活困窮者の問題に対応できるよう、庁内の体制や連携を強化するため、問題共有と協議の場として設置しています。

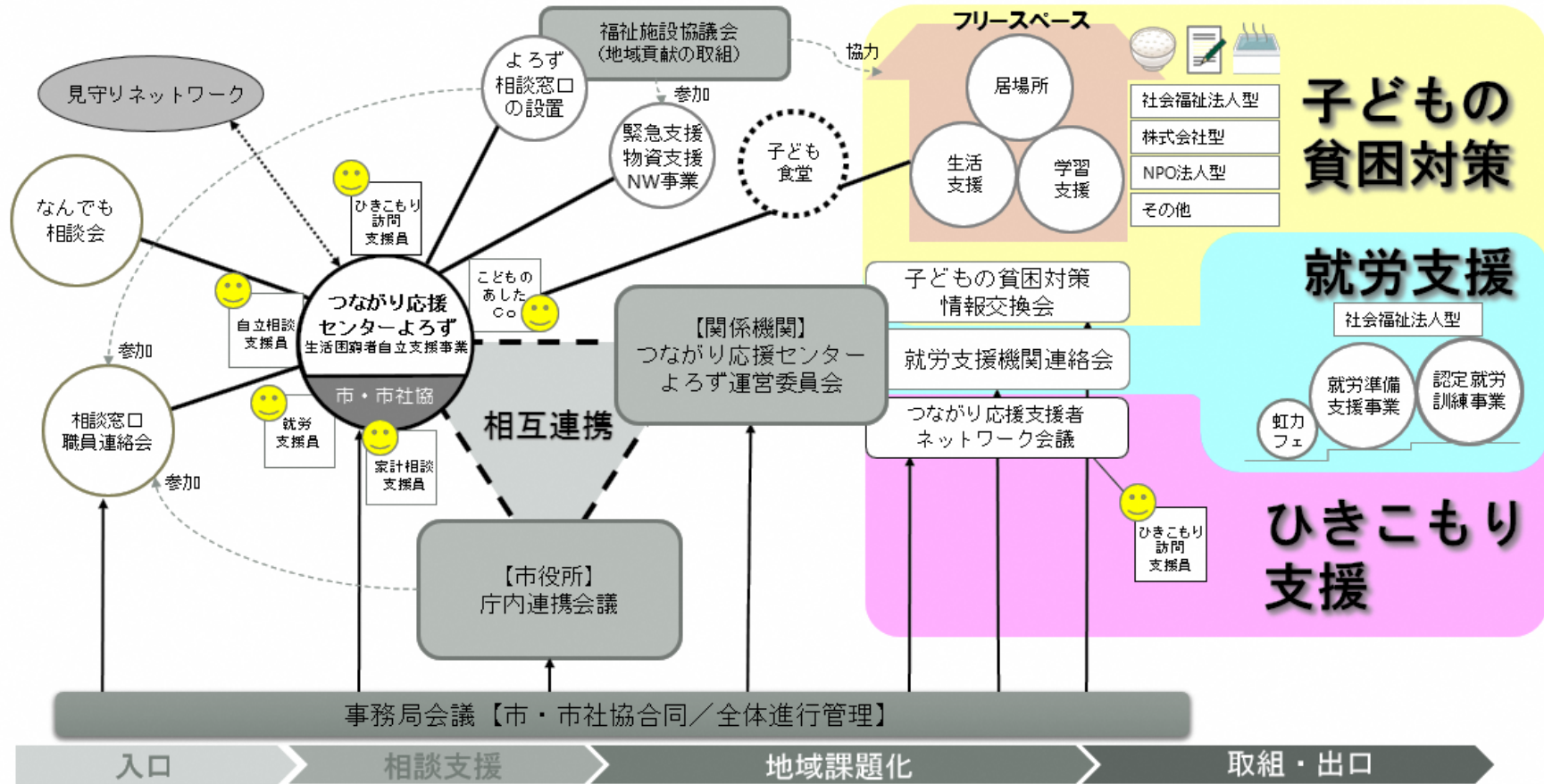
年6回開催し、全体での問題共有に加え、今年度はテーマごとの協議の回を設定し「自殺対策やひきこもり支援」「市税滞納者の支援」「働きづらさを抱える人のための就労対策」「子どもの貧困対策のための教育と福祉の連携」「住まいの確保に困る人のための居住支援について」等をテーマに協議を行いました。

【図4-2】高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議の構成機関



【図4-3】平成30年度事業展開イメージ

平成30年度 生活困窮者自立支援制度にかかると高島市の事業推進体制



<図の読み方>

- ・本市では法の理念に基づき、「相談支援から地域づくりまで」を見据え事業推進を図っています。
- ・本図は、そのプロセスを①「相談の入口の充実・相談を漏らさない多機関連携の強化」②「相談支援の充実」③「問題共有と地域課題化のための協議体・会議体の運営」④「関係機関との連携による取組や出口の生み出し（＝開発的取組）」と横軸に、それぞれの段階で取り組んでいることをイメージ化したものです。

(2) 出口資源づくり・資源開発に関する実績

○子どもの支援に関する事業

子どもの貧困に対する問題共有のプラットフォームとして「子どもの貧困対策情報交換会」を設置し、関係者の連携促進と資源開発を行っています。

子どもの支援に関する開発的な取り組みとして「フリースペース」づくりを進めており、連携して受け止める・協働して創る実践の場として「フリースペース」があることで、社会福祉法人等の施設やボランティアスタッフとしての地域住民、支援機関や学校との連携や協働が広がっています。

① 子どもの貧困対策情報交換会（年1回開催）

子ども・子育て支援に関わる官・民・地域の関係者が一同に会し、市内の困窮する子どもや子育て世帯の現状や、市内における支援の取り組み（子ども食堂やフリースペースなど）の状況を共有し、更に連携し取り組みを進めていくことについて情報交換を行う機会として開催しました。

話題提供者として幸重社会福祉士事務所代表の幸重忠孝氏を招き、「子どもの貧困」について講義をいただいた後、情報共有と意見交換を行いました。

昨年度までの「子どもの貧困対策部会」から「情報交換会」へと名称を変更し、更なる関係機関に参画を呼びかける中、市内小・中学校校長などの学校関係者や地域学校協働活動のコーディネーター、子ども食堂の関係者などが新たに参加され、関係者のネットワークが広がりました。



② 高島市困窮世帯の子どもに対する学習・生活等支援事業

1) 子どもの居場所づくり（フリースペース設置の取り組み）

学校でも家庭でもない居場所での支援や受け止めを必要とする子どもや家庭のために、市内の福祉施設やボランティアスタッフの協力のもと居場所をつくり、必要な学習や食事等の生活支援を提供する取り組みとしてフリースペースの設置・運営を進めました。

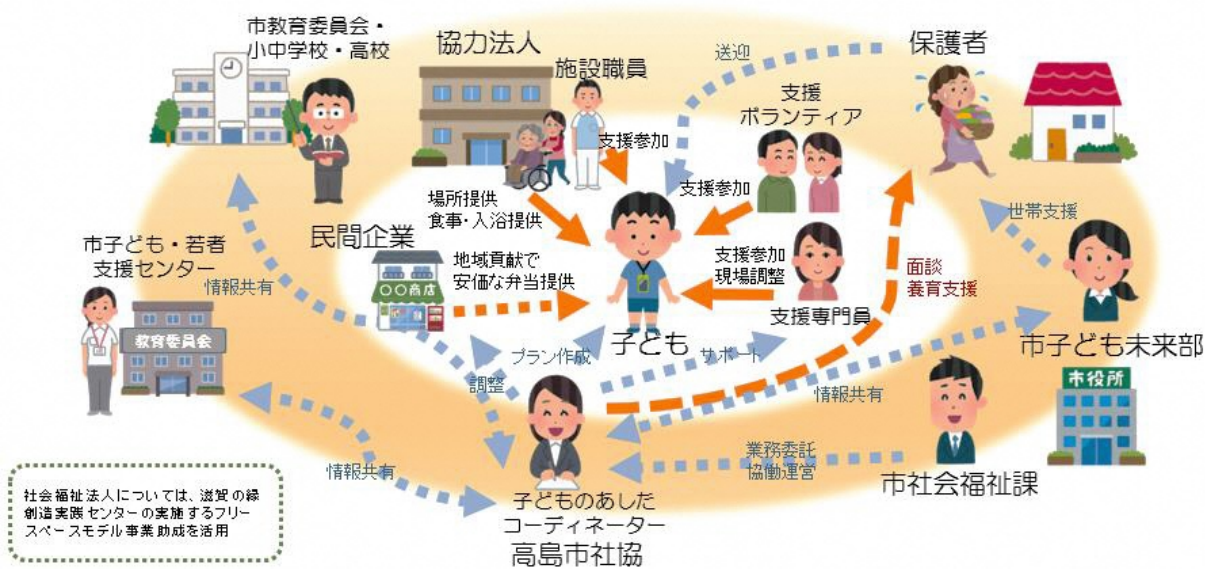
年度当初6カ所のフリースペースを開設していましたが、年度途中で内2カ所のフリースペースは利用世帯の市外への転出等により活動休止となったことから、実施地域を変え、これまで空白地であった高島地

域ならびに新旭地域で新たにフリースペースを開設することができました。

年度末時点では、市内 6 カ所でフリースペースが開設されており、小・中・高校生あわせて 26 名が利用され、支援専門員や支援ボランティアとして 39 名の方が参加し運営を行っています。

夕食として、安価な食事やお弁当を提供いただける法人や商店など、本来の事業を活かし地域貢献として協力いただける関係者の輪も広がっています。

【図 4-4】フリースペースでの困窮する子どもを真ん中においた支援における関係機関の参加や協力



2) 子どもの居場所に関する運営会議（年 2 回）

フリースペースの安定的な運営のために、フリースペースに関わる施設、専門員、関係する支援機関と、運営上の問題共有や課題の改善に向けた意見交換を行うために開催しました。

年 2 回開催し、意見交換だけではなく、県内における取組の話題提供として一般社団法人 Atlas 代表の日野貴博氏の取り組みに学ぶ機会や、学校現場から見える子どもや家庭について学ぶ機会も織り交ぜながら、フリースペースのこれまでを振り返り、これからの取り組みについて協議を行いました。



3) 子どもの居場所に関する利用支援調整会議（年2回）

対象家庭をフリースペースにつなぐ相談支援機関と、フリースペースの運営を行う事務局により年2回開催しており、支援機関との連携のもとフリースペースによる支援を進めるための場となっています。

利用支援調整会議は主に以下の3点について共有と検討を行っています。

- ①各フリースペースの運営状況や受入体制についての共有。
- ②現在の利用児童・世帯の状況を共有し、フリースペースの継続利用の必要性等についての協議。
- ③新たに利用が必要な児童・世帯についてのフリースペースの利用の検討。

4) 子どもの居場所に関するボランティア意見交換会（年1回）

フリースペースで子どもに関わるボランティアや施設職員等のスタッフと、子どもの支援について学び合う機会として開催しました。

今年度は年1回開催し、滋賀県でスクールソーシャルワーカーをされている北居理恵氏を講師に招き、「子どもの理解と関わるヒント」をテーマに研修を行った後、参加者による意見交換を行いました。

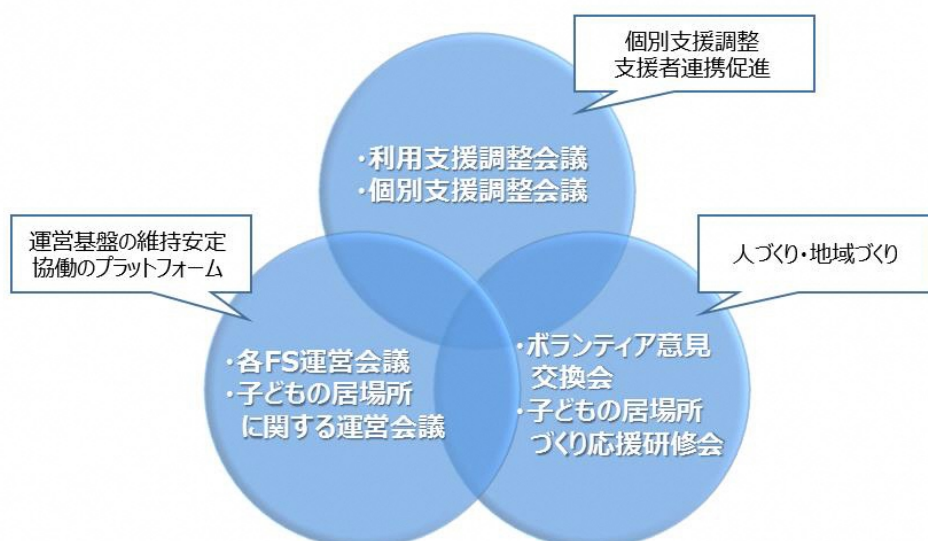
関わるボランティア等の福祉学習の機会として、また他のフリースペース等の取り組みを知る、他のボランティアと知り合いにつながる機会としても開催しています。

5) 子どもの居場所づくり応援研修会（年1回）

暮らしづらさを抱える子どもや子育て世帯についての理解を地域に広げること、また地域の様々な方々の協力のもと支えていけるよう、新たなボランティアの参加や協力者の掘り起しを目的に開催しました。

日本福祉大学社会学部准教授の野尻紀恵氏を講師に招き、「子どもと共に行ける地域をめざして」をテーマに講演をいただいたあと、参加者による意見交換を行い、学びを深めました。

【図4-5】フリースペースの運営の安定・個別支援の充実・人づくりや地域づくりのための機会の設定



○就労支援に関する事業

① 就労準備支援事業（社会福祉法人虹の会受託事業）

社会福祉法人虹の会により就労準備支援事業（就労準備支援ホップ）が実施されています。

昨年度減少した利用者数も、今年度は10代～50代まで10名の方が就労に向けたステップの場として利用されました。

ホップでは、個人にあったプログラムを作成し、「日常生活自立に関する支援」「社会自立に関する支援」「就労自立に関する支援」のメニューを織り交ぜて提供されています。

利用期間も必要に応じてこれまでの1年間から延長して利用できるようになり、時間をかけた受け止めの中でのステップアップを目指せるようになりました。



【メニューの一例】

- ・ワークシステムによる作業練習、傍楽体験、ハローワーク同行
- ・グループワーク、食育活動、スポーツ交流、宿泊体験、ボランティア活動
- ・アドバイザー面談、趣味や特技の活用 ほか



② 認定就労訓練事業（社会福祉法人大阪自彊館受託事業）

社会福祉法人大阪自彊館の市内の救護施設 3 施設で認定就労訓練事業が実施されることになり、市内で「居場所」「就労準備」に続く受け皿となっています。

昨年度途中から実施され、今年度 1 ケース利用につながりましたが、今後とも事業の実施について関係機関への周知等を図っていく必要があります。

③ 就労支援機関連絡会（年 3 回）

本圏域の就労支援関係機関と就労支援に関わる情報を共有するとともに、課題を共有し、必要な連携の促進と支援の構築を目指す場として開催しました。

毎回、就労支援関連の制度改正や新たな事業等についての情報交換を行い、特に生活困窮者自立支援法に基づき取り組みがあった認定就労訓練事業等の運用について情報を共有しました。

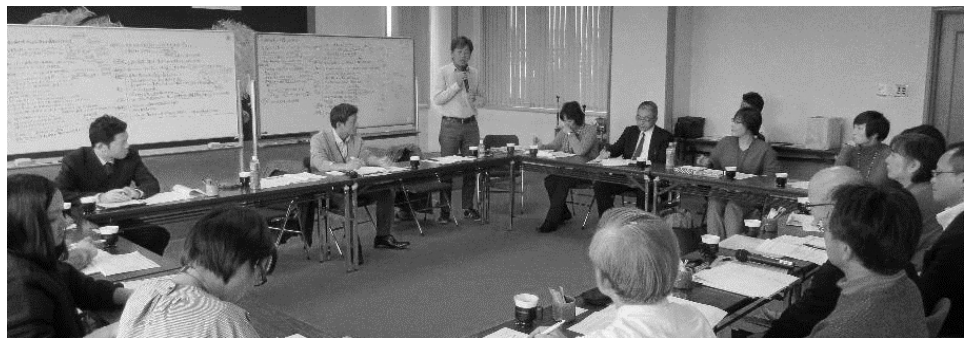
○ひきこもり状態にある本人とその家族の支援に関する事業

昨年度下半期からの重点取組として、滋賀県社協の「ひきこもり者と家族に学ぶ公私協働による地域づくり」モデル事業を活用し、ひきこもり訪問支援員を配置するとともに、多様な背景による課題に対応できるよう専門機関等による地域連携ネットワークとして「つながり応援支援者ネットワーク会議」を設置し検討を行っています。

① つながり応援支援者ネットワーク会議（年 2 回）

本圏域でひきこもり状態にある方やその家族の支援を実施している各関係機関と、本市における支援や取り組みの現状や課題の共有を行い、連携した支援や取り組みについて話し合う場として開催しました。

年 2 回開催し、1 回目は参加機関の取り組みの現状や課題意識を共有し、2 回目は当事者や家族の思いを聞く機会として、K H J 全国ひきこもり家族連合会理事の山本洋見氏をゲストに招き「現代のひきこもりとどう関わるか」をテーマにグループディスカッションを行いました。



○相談を受け止めるネットワークづくりに関する事業

① 相談窓口職員連絡会（年 2 回）

現場の相談員や、窓口で相談を受けることがある職員同士のネットワークを構築し、漏らさない相談体制や、相互連携を推進するための機会として開催しました。

年 2 回の連絡会を開催し、第 1 回目では今日的貧困への理解を深める機会として、コミュニティスペース sacula 代表の木村友里香氏を講師に招き「相対的貧困について考える」をテーマに演習を実施しました。

2 回目には、甲賀・湖南成年後見センター所長の桐高とよみ氏を講師に招き、「複合多問題・世帯の課題にどうアプローチしていけばよいか」をテーマに事例検討等を行いました。

また、今年度は高島市福祉施設協議会の協力事業所に「よろず相談担当窓口職員」の配置を進める取り組みと併せ、窓口職員の本連絡会への参画を進めました。



家計表をつけるワークで「相対的貧困」について考えました。

5. 関連事業の取り組みの実績

①なんでも相談会（※生活困窮者自立支援事業委託外の事業）

保健、福祉、法律をはじめ、様々な分野の専門職が参加し、相談をできる限りワンストップで受け止める総合相談として、また参加機関同士のネットワークづくりの取り組みとして開催しました。

今年度は年3回開催する中、延べ49名が相談員として参加し、計39件の相談を受け付けました。

多職種連携型の総合相談の実践の場として、また支援者支援の場として貴重な取り組みとなっています。

【参加機関・職種等】 滋賀弁護士会弁護士、リーガルサポート滋賀支部司法書士、コスモス成年後見サポートセンター行政書士、社会保険労務士、ぱあとなあ滋賀社会福祉士、障がい者相談支援センター相談支援専門員、地域包括支援センター社会福祉士、子ども・若者支援センター相談員、保健センター保健師、湖西居宅介護支援専門員連絡協議会ケアマネージャー、福祉事務所ケースワーカー、生活福祉資金貸付事業担当、生活困窮者自立支援センター相談員、高島市成年後見サポートセンター相談員、県権利擁護支援センター相談員

②高島市福祉施設協議会による地域貢献の取り組み（※生活困窮者自立支援事業委託外の事業）

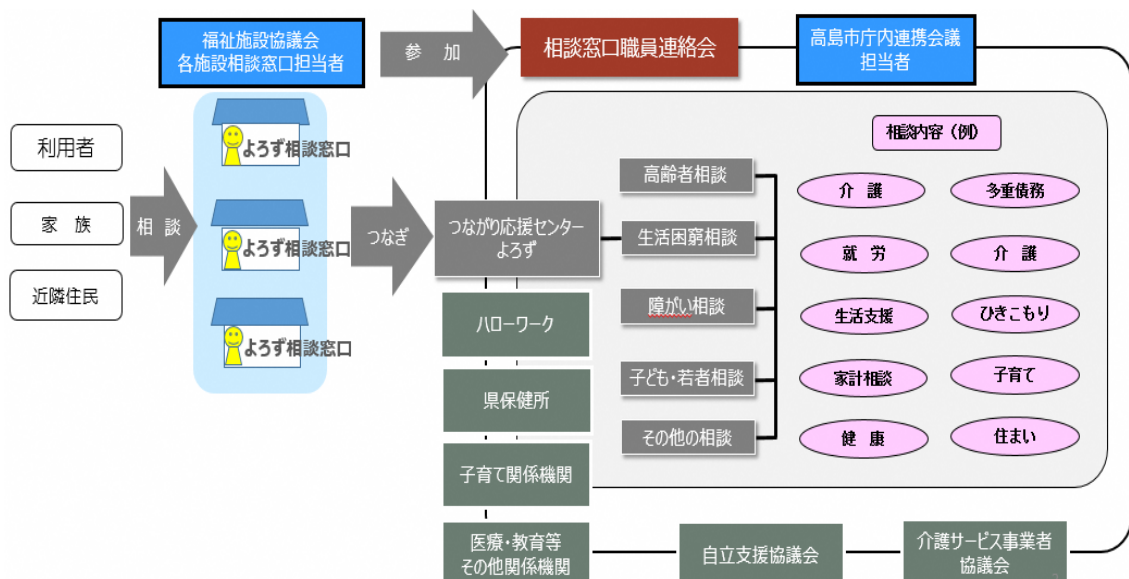
市内の社会福祉法人が加盟する高島市福祉施設協議会（事務局：高島市社会福祉協議会）では、会の地域貢献の取り組みとして、加盟事業所の協力のもと次の2つの取り組みを始めました。

1) 漏らさない総合相談体制づくり - よろず相談窓口の設置

加盟法人内の協力事業所になんでも相談の窓口と担当者が設置され、施設利用者やそのご家族、また近隣住民からの相談の窓口となり、受け付けた相談を必要な支援機関につなぐことを目的としています。

取り組みの初年度として、6法人13施設・事業所が協力事業所として窓口を設置されました。

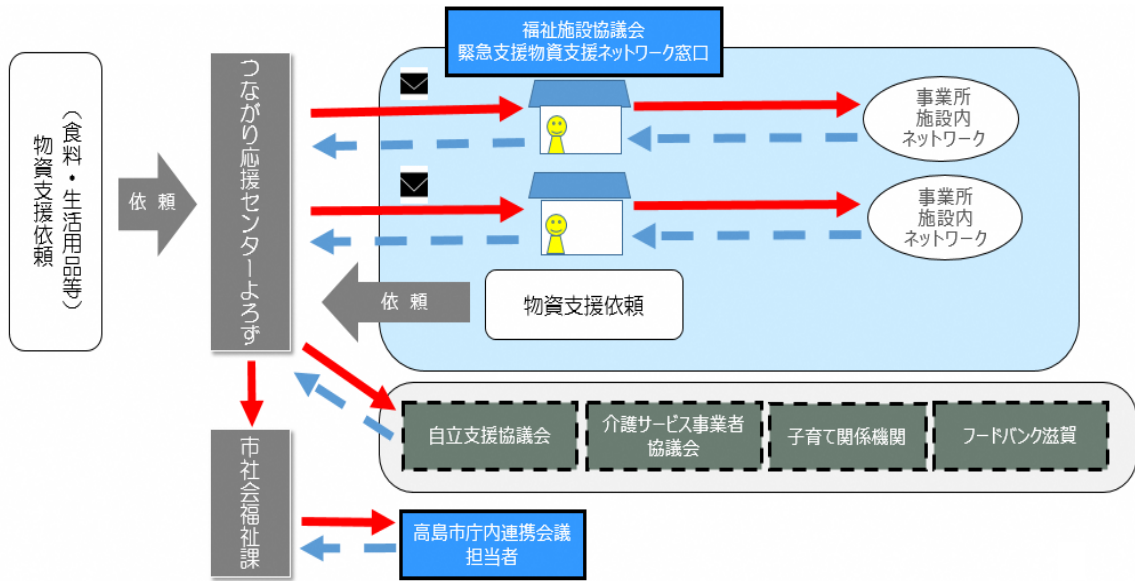
【図 5-1】高島市福祉施設協議会よろず相談窓口のしくみ



2) 助けあい支え合う仕組みづくり - 緊急支援物資支援ネットワークへの協力

よろずでは、生活困窮等の事情により緊急一時的に食料や物資の支援が必要な世帯を支援する支援者を応援する仕組みとして、緊急支援物資支援のためのネットワークづくりを進めています。当面は、社会福祉法人等の協力のもとネットワークの構築を進めている所ですが、今年は7法人20事業所が協力事業所として担当者を設置されました。

【図 5-2】緊急支援物資支援ネットワークのしくみ



6. 広報・啓発等の取り組みの実績

① 広報

- (1) 高島市社協広報『しぶくのふくし』
- (2) 高島市広報『広報たかしま』
- (3) 高島市行政防災無線放送

② 周知・啓発

- ・高島市障がい者自立支援協議会就労支援部会
- ・高島市基幹相談窓口連絡会
- ・新旭定例民生委員・児童委員協議会
- ・高島市中学校長会
- ・市教育委員会別室投稿児童生徒支援事業にかかる研修会
- ・高島市小中教頭会
- ・今津東小学校校内研修会
- ・高島市不登校・ひきこもり家族学習会
- ・新旭・地域学校協働本部会議
- ・高島市医師会

③ 研究会・研修会等での実践報告

- ・京都滋賀障がい者入所施設サービス管理責任者向け研修会
- ・民生委員・児童委員テーマ別研修（滋賀県社会福祉協議会主催）
- ・生協第1エリア地域福祉交流会（生活協同組合コープしが主催）
- ・地域福祉情報交換会（滋賀県社協・滋賀県・人権センター共催）
- ・第37回滋賀県社会福祉学会（第5分科会「子ども・若者・地域福祉」にて実践発表）

④ 会議・研修等への参加

- ・生活困窮者自立支援事業と生活福祉資金貸付事業との連携にかかる研修会（滋賀県社協主催）
- ・家計改善支援研修会（滋賀県社協主催）
- ・地域の公益的な取組推進研修会（滋賀県社協主催）
- ・滋賀の縁創造実践センター第2回フリースペース交流会
- ・第2回地域と学校の協働に関する実践研究会
- ・学習支援ボランティア養成講座（神戸市兵庫区社協主催）
- ・新任ボランティアコーディネーター研修会（大阪ボランティア協会主催）

- ・子どもの未来応援事業子どもの貧困対策コーディネーター養成基礎研修・専門研修（香川県社協主催）
- ・ひきこもり問題の理解促進と支援力向上のための研修会（KHJ 全国ひきこもり家族連合会主催）
- ・自分らしい生き方シンポジウム（KHJ 全国ひきこもり家族連合会主催）

⑤視察・視察の受入

- ・（視察）甲賀湖南圏域ひきこもり支援「奏」運営会議・アウトリーチ部会
- ・（受入）大垣市社会福祉協議会地区社会福祉協議会視察研修

7. これから取り組むべきこと

これからも継続して取り組んでいくことに加え、よろずの相談や事業を通して見えた課題から、今後取り組んでいく必要のある取り組みを次のとおりまとめました。これらの取り組みについて次年度以降の事業化も含めて検討していく必要があります。

【社会的孤立の問題に対する理解、機会づくりの取り組みを地域に広げる】

- ・「困窮」や「孤立」は、誰もがすぐに共感できるテーマではありませんが、生きづらさを抱える方への理解と温かい支援の輪を地域に広げるために、学び合いをはじめとした取り組みを進めていく必要があります。

【支援ネットワークの拡大に向けた取り組み】

- ・本市における事業推進の特徴は、官民の参加による課題解決型ネットワークを構築し、協働で開発的取組を進めていくことを事業推進の中核に据えていることがあります。
- ・これまでも「緊急新物資支援ネットワーク」づくりや「子どもの支援を真ん中においたネットワーク」づくり（フリースペース事業など）等を実践のプログラムとして、社会福祉法人や地域のボランティア、また企業等の協力や参加を得ながら支援ネットワークの拡大を図っています。
- ・今後も、これら参加と連携を促進する実践プログラムによる開発的取組のもと、特に地域や企業等との支援のネットワークを広げていく必要があります。

【総合相談体制の構築に向けた他の施策との統合化】

- ・よろずでは、漏らさない相談体制や他機関連携による包括的支援体制の構築のため、「相談窓口職員連絡会」や「庁内連携会議」、また「なんでも相談会」等を実践プログラムとして推進しています。
- ・一方で、地域包括ケア体制の構築を目指した「生活支援体制整備」事業や、地域共生社会づくりの施策に基づく「くらし連携支援室」の開設や「つむぎあい会議」の立ち上げ等、共通した目的のもと展開がされている事業もあり、これら事業との役割整理や統合化を図り、ともに市域の包括的支援体制の構築を図っていくための連携を促進していく必要があります。

巻末資料

○高島市生活困窮者自立相談支援機関運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 高島市生活困窮者自立相談支援機関「つながり応援センターよろず」（以下「自立相談支援機関」という。）の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働の仕組みを検討し、地域全体で包括的な支援体制を確保するため、高島市生活困窮者自立相談支援機関運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について協議および検討を行う。

- (1) 自立相談支援機関の運営に関すること。
- (2) 生活困窮者の状況の把握
- (3) 生活困窮者支援に関する課題の共有
- (4) 生活困窮者の包括的な支援体制の構築
- (5) 生活困窮者の課題解決のための地域づくりの検討
- (6) 高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議との連携、高島市行政への提言
- (7) その他、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 運営委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱または任命する。

- (1) 社会福祉に関する学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 保護司
- (4) 民生委員
- (5) ボランティア福祉学習センターの職員
- (6) 障害福祉サービス事業者
- (7) 高齢者福祉サービス事業者
- (8) 救護施設事業者
- (9) 大津公共職業安定所高島出張所の職員
- (10) たかしま市民協働交流センターの職員

- (11) 滋賀県社会福祉協議会の職員
- (12) 高島市の職員
- (13) 高島市教育委員会の職員
- (14) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の期間は、2年とし、再任されることを妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に、委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていないときは、高島市健康福祉部長および高島市社会福祉協議会会長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求めることができる。

(部会)

第6条 運営委員会は、専門的な分野の協議を集中的に行うため、専門部会を置くことができる。

2 部会の委員は、運営委員および委員以外の関係者の中から委員長が指名する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 運営委員会の事務を処理するため、自立相談支援機関に事務局をおく。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○平成 30 年度つながり応援センターよろず運営委員会委員名簿

(平成 30 年 10 月 1 日現在、敬称略)

	お名前	ご所属
高島市福祉のまちづくり推進委員会		
1	藤井 博志 ◎	高島市福祉のまちづくり推進委員会 委員長 関西学院大学人間福祉学部人間福祉研究科 教授
2	坂下 靖子	たかしま市民協働交流センター 事務局長
3	谷 仙一郎	NPO法人元気な仲間 代表理事
当事者・支援団体		
4	山本 良子	NPO法人リバティール・ウィメンズハウス・おりーぶ 理事長
関係機関・団体		
5	八木 武	高島市民生委員児童委員協議会連合会 会長
6	藤木 孝次	高島市障がい者相談支援センターコンパス センター長
7	河原田 良明	社福) 大阪自彊館 第3事業部長/救護施設 角川ヴィラ施設長
8	伴 英治	社福) ゆたか会 清湖園 施設長
9	杉山 佐枝子	滋賀弁護士会 女性の法律事務所パール弁護士
10	大塚 泰雄	高島保護区保護司会 会長
11	門 直治	大津公共職業安定所高島出張所 就職促進指導官
12	内藤 佑介	社福) ゆたか会 湖西地域働き・暮らし応援センター 所長
13	藪内 正子	社福) 虹の会 就労準備支援ホップ 施設長
行政機関		
14	多胡 重孝	子ども・若者支援センターあすくる高島 所長
15	兼田 香織	高島市 子ども未来部 子育て支援課 参事
16	吉武 学	高島市 市民生活部 生活相談課 主任
17	上川 新也	高島市 健康福祉部 地域包括支援課 主事(社会福祉士)
18	洲寄 トモ子	滋賀県高島健康福祉事務所(高島保健所) 次長
社会福祉協議会		
19	奥村 昭	社福) 滋賀県社会福祉協議会 地域福祉担当課長

◎委員長

事務局	池田 正和	高島市 健康福祉部 社会福祉課 課長
	清水 潤平	高島市 健康福祉部 社会福祉課 参事
	山村 栄治郎	高島市 健康福祉部 社会福祉課 主任
	玉野 潤	高島市社会福祉協議会 事務局長
	松本 道也	高島市社会福祉協議会 地域福祉課 課長 つながり応援センターよろずセンター長
	辻 雅俊	高島市社会福祉協議会 地域福祉課 係長 つながり応援センターよろず主任相談員
	洲寄 光彦	つながり応援センターよろず 家計相談支援員
	星 佳子	つながり応援センターよろず 自立相談支援員
	西川 利政	つながり応援センターよろず 就労支援員
	是永 麻記子	つながり応援センターよろず 子どものあしたコーディネーター

○よろず運営委員会開催スケジュール

回数	日時	会場	内容
1	平成 30 年 8 月 31 日 午前 10 時～12 時	社協本部 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ① 昨年度相談実績および事業報告 ② 生活困窮者自立支援法改正の共有 ③ 意見交換 1. 「今後の取り組みの方向性について」 ④ 意見交換 2. 「対応に困った相談について」
2	平成 30 年 10 月 19 日 午前 10 時～12 時	社協本部 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ① 上半期相談支援実績と事業進捗状況報告 ② 運営委員による実践報告「仲間とともに～依存症からの回復・自立支援の在り方～」 山本良子氏 (NPO 法人リバティアー・ウィメンズハウス・おりーぶ理事長) ③ 意見交換：「地域の暮らしの中での生活支援・居場所・就労～関係機関でどのような連携が図れるか～」
3	平成 31 年 1 月 25 日 午前 10 時～12 時	新旭公民館 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> ① 今年度相談支援および事業経過報告 ② 子どもの支援に関する実践報告 白崎田鶴子氏 (わつなぎ食堂主催者) 梅村頼子氏 (FS ふじの里なごみの家専門員) 浦島利昭氏 (湖西中学校校長) ③ 意見交換：「実践報告を聞いて」

○高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議設置要綱

平成26年12月19日

告示第196号

改正 平成27年4月1日

(設置)

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）の施行に際し、庁内の体制を整備し、法に定める生活困窮者の自立支援に向けた取り組みを推進するため、高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活困窮者に関する情報の収集および分析
- (2) 生活困窮者に関する支援内容の検討
- (3) 内部機関の連絡調整および組織体制の確立
- (4) その他、議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 連携会議は、議長および構成員をもって組織する。

- 2 議長は、健康福祉部社会福祉課長をもって充てる。
- 3 構成員は、別表に掲げる課等に属する職員のうちから、当該所属長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 連携会議の会議は、議長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 議長に事故あるとき、または欠けたときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 3 議長が必要と認めるときは、前条に規定する構成員以外の者に会議への出席を求めることが出来る。

(秘密保持義務)

第5条 連携会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 連携会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別表（第3条関係）

総務部税務課
総務部納税課
政策部企画調整課
市民生活部市民協働課
市民生活部生活相談課
環境部環境政策課
健康福祉部社会福祉課
健康福祉部障がい福祉課
健康福祉部健康推進課
健康福祉部保険年金課
健康福祉部長寿介護課
健康福祉部地域包括支援課
健康福祉部子ども局子育て支援課
健康福祉部子ども局子ども家庭相談課
農林水産部農業政策課
商工観光部商工振興課
土木上下水道部都市計画課
土木上下水道部上下水道課
教育委員会事務局教育指導部学校教育課
教育委員会事務局教育総務部学校給食課
教育委員会事務局教育総務部社会教育課
教育委員会事務局教育指導部青少年課
高島市民病院事務部医事課
高島市社会福祉協議会地域福祉課

○市内連携会議開催スケジュールと内容

回数	日時	会場	内容
1	平成 30 年 6 月 22 日 午後 1 時半～3 時半	市観光物産 プラザ 2 階 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業と本会議の趣旨説明 昨年度の相談実績と課題について 昨年度までの協議経過と今年度の取組について 他自治体での取組事例について
2	平成 30 年 7 月 18 日 午後 1 時半～4 時	市観光物産 プラザ 2 階 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> 高島市における自殺対策を推進するための行政の役割について 市民を自殺対策やひきこもり支援、市税等滞納解消につなぐ連携について
3	平成 30 年 9 月 28 日 午後 1 時半～4 時	市観光物産 プラザ 3 階 会議室 3-A	<ul style="list-style-type: none"> 働きづらさを抱える人のための就労対策について
4	平成 30 年 11 月 16 日 午後 1 時半～4 時	市観光物産 プラザ 3 階 会議室 3-A	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困対策のための教育と福祉の連携・強調について
5	平成 30 年 12 月 20 日 午後 1 時半～4 時	市観光物産 プラザ 3 階 会議室 3-A	<ul style="list-style-type: none"> 住まいの確保に困る人のための居住支援について
6	平成 31 年 2 月 13 日 午後 1 時半～3 時半	市観光物産 プラザ 2 階 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業の近況報告について 今年度の協議のまとめについて 「高島市地域生活つむぎあいプロジェクト」の進捗と今後の展開について 来年度の取り組みと会議開催予定について 意見交換

○高島市困窮世帯の子どもに対する学習・生活等支援事業実施要領

1 目的

本事業は、生活保護世帯および生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、健全な育成環境を維持することが困難な世帯で育つ子どもおよび保護者に対して、学習支援やその他の教育支援および生活支援を実施するとともに、子どもの居場所を創出することによる社会参加を支援することにより、対象者にあった将来の進路選択の幅を広げ、経済的・社会的に自立した生活を送れるようにすることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、高島市とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他高島市が適当と認める民間団体（以下「運営法人」という。）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業対象者

事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる者であって、市内に住所を有する者とする。

- (1) 生活保護世帯の小・中学生および高校生ならびにその保護者
- (2) 生活困窮状態にある世帯および養育環境に課題があり支援が必要な世帯の小・中学生および高校生ならびにその保護者
- (3) 前項に掲げるもののほか、市長がこの事業における支援を受けることが必要と認める者

4 事業内容

本事業は、次の各号に掲げる取り組みを実施するものとする。

- (1) 学習支援 高等学校等への進学支援、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけおよび学び直しを行うための居場所の提供
- (2) 生活支援 食事やあいさつなど日常生活習慣の形成、幅広い年齢層との触れ合いによる社会性の育成および安心して通える居場所の提供
- (3) 相談支援 個別の進路相談や保護者への養育に必要な情報および進学に必要な奨学金などの社会資源情報の提供
- (4) その他、貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

5 実施方法

運営法人は、次の各号に掲げる実施方法に基づき、事業を実施するものとする。

- (1) 事業の企画・運営、学習・生活等支援専門員（以下「専門員」という。）および学習・生活等支援ボランティア（以下「ボランティア」という。）の募集・選定、資材や教材の作成・選定、日時の調整等を行うコーディネーターを1名以上設置する。
- (2) 実施場所において対象者と中心的に関わる役割を担うとともに、ボランティアへの助言・指導を行う専門員を各実施場所ごとに1名以上配置する。
- (3) ボランティアの募集を行い、各実施場所の対象者数に応じて必要なボランティアを選定して配置する。
- (4) 本事業の実施場所は、市内の施設であって、第1条の目的を達成するために適切な場所とし、高島市と運営法人が協議して定めるものとする。
- (5) 本事業の実施日時は、原則として年末年始および祝日を除く毎週特定の曜日の夕方から夜間の3時間程度とし、高島市と運営法人が協議して定めるものとする。なお、実施時間内に支援状況の引継ぎ、支援方法の検討等を行うことが出来るものとする。
- (6) 運営法人は、前各号の規定にかかわらず、高島市と協議の上、必要に応じて事業を追加することが出来るものとする。

6 利用の申込

本事業の利用を希望する対象者は、事前相談、実施場所の見学を行い、高島市子どもに対する学習・生活等支援事業参加申込書兼同意書を、運営法人を通じて市長に提出するものとする。

7 事業の利用料

利用料は、無料とする。ただし、本事業において提供されるプログラムのうち、食材料費等の実費相当分を負担するものとする。

8 学習・生活等支援専門員およびボランティア

運営法人は、専門員およびボランティアを希望する者のうち、適任者を選定して登録管理するものとする。

- (2) 専門員、ボランティアに対して、事業実施にあたり必要な知識や技術等を習得するための研修等を実施する。

9 保険

運営法人は、専門員、ボランティアおよび対象者についてボランティア保険等に加入させるものとする。

10 留意事項

(1) 事業の実施にあたっては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。）」などの関係法令および厚生労働省からの事業運営に関する通知を参照することとする。

また、滋賀の縁創造実践センターが推進する「遊べる・学べる淡海子ども食堂モデル事業」および「社会福祉施設を活用した支援を要する子どもの夜の居場所フリースペース事業」など関連性の高い事業との連携を必要に応じて図るものとする。

(2) 本事業の実施に関わる職員は、対象者のプライバシーの保護に十分に配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 関係機関と個人情報を共有する場合は、事前に本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえることとする。

○高島市生活困窮者等就労準備支援事業実施要領

1 目的

本事業は、就労に必要な実践的な知識、技能等が不足しているだけでなく複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由により直ちに一般就労に向けた準備の整っていない生活困窮者（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する生活困窮者をいう。）および生活保護受給者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一括して支援することにより、就労による自立の支援促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、高島市とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他高島市が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業対象者

本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する生活困窮者および生活保護受給者であって、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）第4条に定める要件を満たす者とし、高島市生活困窮者自立相談支援事業実施要領に規定する事業を実施する高島市自立相談支援機関「つながり応援センターよろず」（以下「自立相談支援機関」という。）が作成した支援の種類および内容等を記載した自立支援計画に基づき、就労準備支援を受けることが適当と判断された者とする。
- (2) 前項に掲げるもののほか、市長がこの事業における支援を受けることが必要と認める者とする。

4 事業内容

事業の実施にあたっては、次に掲げる事項について当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 就労準備支援プログラムの作成および見直し 支援を効果的、効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標、具体的内容を記載した就労準備支援プログラムの作成および支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行うこと。

- (2) 日常生活自立に関する支援 社会参加に必要な生活習慣の形成および回復のため、定時に起床し、出勤する習慣付けを行うこと、短時間の軽微な業務を通じた挨拶や言葉遣いなどの訓練を行うことおよび自らの健康および生活管理を行う意識の醸成を行うこと。
- (3) 社会生活自立に関する支援 就労の前段階として、社会的なつながりの重要性の認識および就労意欲の喚起を図るため、訓練を受けている者同士が協力して業務を行うことおよびボランティア活動への参加等の訓練を行い、社会参加能力の習得を目指すこと。
- (4) 就労自立に関する支援 継続的な就労経験の場を提供し、一般就労に向けた技法および知識の習得、公共職業安定所の利用方法、面接の対応方法等の訓練を行うことおよび就労に向けた自覚を喚起させ、求職活動に向けた準備を目指すこと。

5 留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、法令および厚生労働省からの事業運営に関する通知、特に「就労準備支援事業の手引き」（平成27年3月6日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）および「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成27年4月9日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を参照することとする。
- (2) 相談支援にあたっては、「就労準備支援事業の手引き」および「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」に掲載している様式を参考に、地域の実情に応じて適宜、様式を使用することとする。
- (3) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえることとする。

○平成 30 年度 就労支援機関連絡会【開催要項】

開催趣旨：高島市内において就労支援を行う機関が複数あり、さらに平成 27 年 4 月には生活困窮者自立支援事業という新たな枠組みの中、就労支援事業を行うセンターが設立された。

しかし、これら各機関の機能や役割について相互理解をする機会もなく、課題の共有もないまま、連携も十分に機能しているとは言えない。

そこで、市内で就労支援を行う関係機関による連絡会を開催し、市内における就労支援の課題を共有すると共に、支援のための相互理解と連携を進める。

実施内容：①市内の就労支援を主として行う関係機関の課題と地域課題の共有
②市内の就労支援を主として行う関係機関の相互理解と連携促進

構成機関：高島公共職業安定所高島出張所、湖西地域働き・暮らし応援センター、あすくる高島、就労準備支援ホップ、障がい者相談支援センターコンパス、高島市子ども家庭相談課、高島市社会福祉課、つながり応援センターよろず

開催日程：年 3～4 回程度開催

主 催：つながり応援センターよろず（事務局：高島市、高島市社会福祉協議会）

○就労支援機関連絡会構成メンバー

(順不同、敬称略)

No	氏名	所属
1	門 直治	大津公共職業安定所高島出張所
2	内藤 佑介	湖西地域働き・暮らし応援センター
3	上田 洋行	高島市障がい者相談支援センターコンパス
4	杉原 優	あすくる高島
5	藪内 正子	就労準備支援ホップ
5	清水 潤平	高島市社会福祉課
6	山村 栄治郎	高島市社会福祉課
7	西澤 舞	高島市社会福祉課
8	堀 久美	高島市子ども家庭相談課
9	松本 道也	高島市社協つながり応援センターよろず
10	辻 雅俊	高島市社協つながり応援センターよろず
11	星 佳子	高島市社協つながり応援センターよろず
12	西川 利政	高島市社協つながり応援センターよろず

○就労支援機関連絡会

回数	日時	会場	内容
1	平成 30 年 5 月 18 日 午前 10 時～12 時	新旭 やすらぎ荘	① 母子・父子自立支援プログラム策定事業について ② 子ども・若者支援地域協議会 4 つのプロジェクトについて ③ 就労支援機関連携インテークシートについて ④ 就労準備支援事業ホップからの事例提供
2	平成 30 年 7 月 20 日 午前 10 時～12 時	新旭 やすらぎ荘	① 前回の振り返り ② 事業紹介：「滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターの取り組みについて」 濱野明子氏（滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター） ③ 事例検討
3	平成 30 年 9 月 14 日 午前 10 時～12 時	新旭 やすらぎ荘	① 前回の振り返り ② 特定求職者雇用開発助成金について ③ 認定就労訓練事業について ④ 企業情報の共有について ⑤ 効果的な定着支援について

○ つながり応援支援者ネットワーク会議 開催要項

趣 旨

実社会とのつながりが希薄化し社会的に孤立している状態、いわゆるひきこもり状態にある方が抱える問題や課題は個別性が高く、個々に応じた支援が必要とされています。

市内でも、家族あるいは支援者等から各相談機関に相談が寄せられ支援につながるケースもありますが、まだまだ支援の必要な方が潜在化していることが予測されるほか、相談につながったケースにおいても、相談者が抱える複雑多様な問題について、各関係機関がそれぞれの強みを発揮しながら連携し、支援を進めていく必要があります。

また、ひきこもり状態にある方の社会参加に向けての支援は、中・長期にわたる連続性・継続性が必要であり、安定した仕組みの中で連携してこれにあたる仕組みづくりを進めていく必要があります。

”引きこもり者やその家族の支援”にフォーカスし、これらの仕組みづくりを含め、関係機関のより良い連携について検討することを目的に標記会議を開催します。

会議の目的

現状の関わりの中での課題や支援の状況などを共有しながら、関係機関が良く連携して、支援を進めるための支援の仕組みやチームのあり方について検討します。

参加機関等

あすくる高島、仲間のWA!、市健康推進課、高島保健所、夢の木訪問看護ST、コンパス、市障がい福祉課、社会福祉課、働き・暮らし応援センター、ホップ、よろず

回数	日時	会場	内容
1	平成 30 年 11 月 27 日 午後 1 時半～3 時半	社協本部 大会議室	① 主旨確認および昨年度の振り返り ② ひきこもり相談支援に関する事業報告 ③ 意見交換：「相談支援や取り組みの現状」「連携の実践から対象者につながっていくために」 ④ グループワーク：具体的に他機関連携を考える
2	平成 31 年 2 月 22 日 午後 2 時～4 時	高島市役所 本庁 3 階会 議室 9	① 前回の振り返り ② 講演：「現代のひきこもりとどう関わるか」 山本洋見氏（KHJ 全国ひきこもり家族連合会 理事） ③ グループワーク：話を聞き大切に感じたこと

○相談窓口職員連絡会開催要項

・趣 旨

本市における地域ケアネットワーク構築の柱として、住民主体の見守りネットワーク活動の推進が図られている所であるが、これをバックアップするための専門職のネットワークの強化や連携の促進を進めていく必要がある。

生活困窮者自立支援事業がスタートし、本市においても生活困窮・社会的孤立の問題を切り口に、いわゆる「制度の狭間」の問題に取り組み、支援を必要とされる方が漏れることのないよう重層的包括的な支援の構築が図られていくこととなった。

その取り組みの一環として、現場レベルの職員を対象とした「相談窓口職員連絡会」を立ち上げ、相談窓口の最前線に立つ支援者が相談分野を超えて横につながり合うことで、相談を漏らさないための体制を構築することを目指す。

また、連絡会に学びの要素を加え、多職種連携のあり方や様々な事例について学ぶ機会を持つことで、多様化、複合化する相談に対応するためのスキルアップを図る場となるように取り組む。

最後に、支援者同士が気軽に相談を持ちかけられる機能（交流会としての機能）もつけ加えることで、課題の抱え込みやそれによる疲弊の軽減を図るよう、支援者のための支援の場ともなるよう取り組む。

・主 催：つながり応援センターよろず（事務局：高島市・高島市社会福祉協議会）

・対 象：高島市内の相談窓口職員並びに福祉関係施設・事業所職員 ほか

・ねらい①つながり応援センターよろずの相談から見えた課題共有を行う

（→よろず運営員会での課題整理を各相談機関の現場レベルと共有）

②相談援助を行う専門職として価値観を共有する

③相談援助を行う専門職としてスキルアップする

④相談支援現場職員同士のネットワークを形成する

⑤相談支援現場職員同士での情報共有・意見交換を通じて相互理解を深める

回数	日時	会場	内容
1	平成 30 年 11 月 12 日 午後 1 時半～3 時半	安曇川公民館ふ じのきホール	① 講演「相対的貧困について考える」 木村友里香氏（コミュニティ・スペース sacula 代表） ② 演習「1ヶ月の収支づくりから貧困をみる」
2	平成 31 年 3 月 11 午後 1 時半～3 時半	新旭公民館 多目的ホール	① 話題提供「実践から多職種連携を考える」 桐高とよみ氏（NPO 法人甲賀・湖南成年後見セ ンター所長） ② 事例検討・意見交換「複合多問題・世帯の課 題にどうアプローチしていくか」



本書の内容については、
ホームページからもご覧いただけます。

<http://takashima-shakyo.or.jp>